

### 親の財産管理について③

親世代の判断力が低下してきたときのお金の管理についてのお話しの3回目です。

今回は、金融資産の備えだけであれば、親が元気なうちに各金融機関において「代理人予約制度」の登録や「代理人キャッシュカード」の作成をしておくことで、親が病気になったり認知症になったりしたときの医療費や介護費用を、親の口座から支払うことが可能になり、子供世代としては大きな安心に繋がるというお話しをしました。



一方で、親の医療費や介護費用を捻出するためには、親の所有する不動産を売却しなければならないと今から分かっている場合、又は親が「老人ホームに移ったら、この家を売却してほしい」と望んでいる場合には、親が元気なうちに子供との間で「任意後見契約」を締結しておくのがオススメです。

「任意後見契約」は、「後見」と名前がついていても、事前の備えの契約ですから、親がしっかりと判断ができるうちでないと締結できません。今はしっかりと判断が出来るけれど、将来もし判断力が低下して財産の管理ができなくなったときは、契約の相手方である子供に「任意後見人」に就任してもらうという予約をしておく契約です。

あくまでも、将来、発生するかどうか分からない単なる予約ですから、契約してすぐに子供が親の後見人となって、親の財産を管理してしまうわけではありません。

もし親が認知症にならずにお亡くなりになれば、この任意後見契約の効力は発生することなく、つまり子供が親の任意後見人になることはなく、任意後見契約は掛け捨ての状態です。

しかし一方で、もし親が認知症になり、自宅での生活が難しくなって老人ホーム等に入居する際に、所有する自宅を売却して老人ホームの費用を賄う場合には、事前に子供との間で「任意後見契約」を締結しておけば、子供が任意後見人として親所有の不動産を売却することが可能となるのです。

ただし、任意後見契約は、以下の点をきちんとご理解しておく必要があります。第一に、子供が複数人いる場合には、子供同士で争いにならないように、事前に十分話し合っておきましょう。第二に、実際に子供が任意後見人になったときは、家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任します。したがって、監督人への報告や報酬が必要になります。第三に、親が元気なうちに任意後見契約を締結するときには、法律の要請で必ず公正証書で契約しなければなりません。

こうした親の財産管理に関する備えについて、ご不安な点などございましたら、ぜひOAG ライフサポートにご相談ください。